

素材の日本農林規格の見直しについて（案）

農 林 水 産 省

平成16年11月29日

1 見直しの趣旨

JAS法第9条の2の規定及び平成13年11月に農林物資規格調査会が決定した「JAS規格の制定・見直しの基準」（以下、見直し基準という。）に基づき、素材の日本農林規格（昭和42年12月8日告示第1841号）について見直しを行った。

平成16年6月1日に開催された農林物資規格調査会部会において廃止の是非を検討した結果、「実需者、生産者又は製造業者が存続を強く望んでおり、その理由に合理性があると認められる規格」に該当することとされ、改正又は確認する方向で検討することとされたことから、「性能規定化（強度、耐久性等の材料の性能に着目した規格の導入）、等級化等取引の合理化を図る観点及び実需者に良質な製品を提供する観点」から所要の見直しを行う。

2 見直しの結果

素材の日本農林規格について、

- (1) 表示事項等を他の品目と同様に規定
- (2) 電柱用素材の品質及び材積計算について規定
- (3) 現行の材積計算方法を基本に標準的な材積計算方法を規定し、標準以外の計算方法の材積も表示可能な旨規定
- (4) 針葉樹の素材の規格に「縦振動ヤング係数区分」を追加等の改正を行う。

素材の日本農林規格の見直しについて

1 見直しの基準 2 (1) ① (廃止の是非を検討するに当たっての基準) に該当している項目

ア 製造業者等が限定され、製品の種類ごとの品質に大きな格差が認められなくなっている農林物資の規格	(素材生産業者数は 5, 735)
イ 見直しを行う年度の過去 2 ケ年度の小売販売額の平均値が、見直しを行う年度の 4 年度前の小売販売額に比べ著しく低下している農林物資の規格	(素材供給量は 13% 減)
ウ 一の都道府県以外では格付されなくなった農林物資の規格	該当 [平成12年度まで複数の都道府県で格付されていたが、平成13年度から北海道のみで格付されている]
エ 格付率が著しく低い規格	該当 [格付率 1% 未満]

2 見直しの基準 2 (1) ③ (改正又は確認する方向で検討する基準) に該当する項目

ア 改正することにより廃止の基準に該当しなくなることが見込まれる規格	(格付率の増加は見込まれない)
イ 他法令で引用されている規格	(他法令による引用なし)
ウ 消費者、実需者、生産者又は製造業者が存続を強く望んでおり、その理由に合理性があると認められる規格	該当 [製造業者等が存続要望書を提出] (規格の材積計算方法等が市場で使われている等)
エ 国際的規格の動向や消費者ニーズへの対応等存続させることについて政策的な必要性がある規格	国、公共団体、民間仕様書で引用、ISO/TC218に規格あり
オ その他存続させることについて合理的な理由がある規格	

素材の日本農林規格の改正概要

- 1 「素材の日本農林規格」は昭和42年以降改正を行っておらず、表示についての規定がなかったことから、「等級」、「寸法又は材積」、「樹種名」及び「縦振動ヤング係数区分」の表示事項、表示方法及び表示禁止事項を他品目と同様に規定する。
- 2 「電柱用素材の日本農林規格」については、平成16年6月1日開催の農林物資規格調査会部会において廃止の是非について審議した結果、「電柱用素材の日本農林規格」は廃止し、素材の日本農林規格の見直しの中で改めて検討するとされた。検討の結果、電柱用素材の規格の利用実態から、「曲り」及び「入り皮」等の品質の基準と材積の計算方法を規定する。
- 3 「素材の日本農林規格」は、昭和42年の最終改正時には農林物資規格法（昭和25年法律第175号）第2条により国内産の農林物資のみを対象としていた。その後、法律改正（昭和45年）が行われ、現行の「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」では外国産にも規格の対象が広がっていることから、現行の材積計算方法を「標準的な材積計算方法」とし、外材に対応する標準以外の材積計算法による材積も表示できることとする。

（参考）

農林物資規格法第2条

この法律で「農林物資」とは、国内において生産される農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又は材料として製造し、又は加工した物資であつて政令で定めるものをいう。

なお、丸太の径の測定において、最小径に直角な径と最小径との差が大きい場合（扁平材）は実測の丸太の径（最小径）に補正を行うが、「水中貯木」の場合、最小径に直角な径の測定が困難なことから、最小径に直角な径を最大径に置き換えて差し支えない旨、規定する。

第5条 素材の標準的な材積の計算式は、次のとおりとする。

丸太（最小横断面における辺の欠を補った方形の合計に対する辺の欠の合計の割合が80パーセント以上のそま角を含む	丸太の材積は次の式を標準とする。 イ 長さが6メートル未満のもの $D^2 \times L \times 1/10,000$ ロ 長さが6メートル以上のもの及び電柱用 $\{D + (L' - 4) / 2\}^2 \times L \times 1/10,000$
そま角	$T \times W \times L \times 1/10,000$

注：1 Dは、丸太の径のセンチメートル単位による数値（Dの測定は第6条の寸法の測定方法における丸太の径の事項に基づく。）

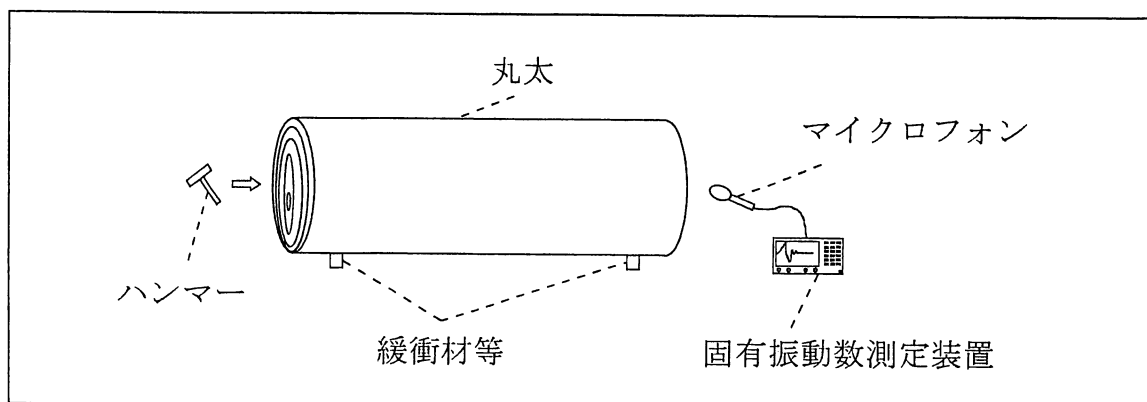
Lは、丸太及びそま角の長さのメートル単位による数値

L'は、長さのメートル単位による数値で1に満たない端数を切り捨てたものの

Tは、そま角の厚さのセンチメートル単位による数値

Wは、そま角の幅のセンチメートル単位による数値

- 4 実需者からの強度性能的な区分の設定の要望を踏まえ、検討した結果、打撃をあたえたときに発生する固有振動数を測定して縦振動ヤング係数を求める方法及び区分を針葉樹の素材の規格に追加する。



改 正 案		現 行																				
(適用の範囲) 第1条 この規格は、次の各号に掲げるものを除き、建築その他一般の用に供される素材に適用する。 〔削る。〕 1 銘木類 2 形状が不定な素材で利用価値が極めて低いもの 3 腐れその他の欠点により利用できない部分がその材積の50パーセント以上を占めるもの (定義) 第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。 <table><tr><td>丸太</td><td>一定の長さに切断された樹木で、剥皮したものを含む。</td></tr><tr><td>そま角</td><td>製材機以外の斧、手斧等の道具を用いて丸太の材面を切削したものをいう。</td></tr><tr><td>銘木類</td><td>材質又は形状が極めてまれであるもの、材質が極めて優れているもの、鑑賞価値が極めて優れているもの及びその部分を含むものをいう。</td></tr><tr><td>材面</td><td>丸太については縦線をもつて4等分した縦面、そま角については材の縦面をいう。</td></tr><tr><td>針葉樹の素材</td><td>針葉樹から採材した丸太及びそま角をいう。</td></tr><tr><td>小の素材</td><td>丸太の径又はそま角の幅が14センチメートル未満のものをいう。</td></tr><tr><td>中の素材</td><td>丸太の径又はそま角の幅が14センチメートル以上30センチメートル未満のものをいう。</td></tr><tr><td>大の素材</td><td>丸太の径又はそま角の幅が30センチメートル以上のものをいう。</td></tr><tr><td>広葉樹の素材</td><td>広葉樹から採材した丸太及びそま角をいう。</td></tr><tr><td>電柱用</td><td>針葉樹から採材したものであつて、電柱の用に供される丸太をいう。</td></tr></table> 〔削る。〕		丸太	一定の長さに切断された樹木で、剥皮したものを含む。	そま角	製材機以外の斧、手斧等の道具を用いて丸太の材面を切削したものをいう。	銘木類	材質又は形状が極めてまれであるもの、材質が極めて優れているもの、鑑賞価値が極めて優れているもの及びその部分を含むものをいう。	材面	丸太については縦線をもつて4等分した縦面、そま角については材の縦面をいう。	針葉樹の素材	針葉樹から採材した丸太及びそま角をいう。	小の素材	丸太の径又はそま角の幅が14センチメートル未満のものをいう。	中の素材	丸太の径又はそま角の幅が14センチメートル以上30センチメートル未満のものをいう。	大の素材	丸太の径又はそま角の幅が30センチメートル以上のものをいう。	広葉樹の素材	広葉樹から採材した丸太及びそま角をいう。	電柱用	針葉樹から採材したものであつて、電柱の用に供される丸太をいう。	(適用の範囲) 第1条 この規格は、次の各号に掲げるものを除き、建築その他一般の用に供される素材に適用する。 一 別に日本農林規格の定めがあるもの 二 銘木類 三 くず材 四 腐れその他の欠点により利用できない部分がその材積の五〇パーセント以上を占めるもの (定義) 第2条 この規格において「銘木類」とは、次の各号の一に該当する素材をいう。 一 材質又は形状がきわめてまれであるもの 二 材質がきわめてすぐれているもの 三 鑑賞価値がきわめてすぐれているもの 四 前各号のものを採材できるもの 2 この規格において「くず材」とは、形状が不定な素材で利用価値がきわめて低いものをいう。 3 この規格において「材面」とは、丸太については縦線をもつて四等分した縦面、そま角については材の縦面をいう。
丸太	一定の長さに切断された樹木で、剥皮したものを含む。																					
そま角	製材機以外の斧、手斧等の道具を用いて丸太の材面を切削したものをいう。																					
銘木類	材質又は形状が極めてまれであるもの、材質が極めて優れているもの、鑑賞価値が極めて優れているもの及びその部分を含むものをいう。																					
材面	丸太については縦線をもつて4等分した縦面、そま角については材の縦面をいう。																					
針葉樹の素材	針葉樹から採材した丸太及びそま角をいう。																					
小の素材	丸太の径又はそま角の幅が14センチメートル未満のものをいう。																					
中の素材	丸太の径又はそま角の幅が14センチメートル以上30センチメートル未満のものをいう。																					
大の素材	丸太の径又はそま角の幅が30センチメートル以上のものをいう。																					
広葉樹の素材	広葉樹から採材した丸太及びそま角をいう。																					
電柱用	針葉樹から採材したものであつて、電柱の用に供される丸太をいう。																					
		(素材の材種の区分) 第3条 素材の材種は、丸太については径により、そま角については幅により、次のように区分する。 一 小（一四センチメートル未満のもの）																				

二 中 (一四センチメートル以上三〇センチメートル未満のもの)

三 大 (三〇センチメートル以上のもの)

[削る。]

(素材の寸法の区分)

第四条 素材の寸法は、樹皮を除いた部分について、丸太については径及び長さにより、そま角については厚さ、幅及び長さにより区分する。

[削る。]

(丸太の径)

第五条 丸太の径は、最小径とする。ただし、最小径が一四センチメートル以上の丸太で最小径に直角な径と最小径との差が六センチメートル (最小径が四〇センチメートル以上の丸太にあつては、八センチメートル) 以上あるものの径は、その差六センチメートルごとに最小径に二センチメートルを加えたものとする。

[削る。]

(そま角の厚さ及び幅)

第六条 そま角の厚さは、最小横断面の辺の欠を補つた方形の短辺とし、そま角の幅は、その方形の長辺とする。

[削る。]

(素材の長さ)

第七条 素材の長さは、両木口を結ぶ最短直線とする。ただし、当該最短直線の一部がしよう端部 (短径三センチメートル未満の部分) 又はときん若しくは目度あな部分に係るときは、その係る部分を除く。

[削る。]

(素材の単位寸法)

第八条 丸太の径又はそま角の厚さ及び幅の単位寸法は、小の素材についてはセンチメートル、その他の素材については二センチメートルとし、単位寸法に満たない端数は、切り捨てる。

2 丸太又はそま角の長さの単位寸法は、二〇センチメートルとし、単位寸法に満たない端数は、切り捨てる。ただし、一. 九メートル以上二. 〇メートル未満、二. 一メートル以上二. 二メートル未満、二. 七メートル以上二. 八メートル未満、三. 三メートル以上三. 四メートル未満、三. 六五メートル以上、三. 八メートル未満及び四. 三メートル以上四. 四メートル未満の長さについては、この限りでない。

3 前項のただし書の場合には一. 九メートルをこえ二. 〇メートルに満たない端数、二. 一メートルをこえ二. 二メートルに満たない端数、二. 七メートルをこえ二. 八メートルに満たない端数、三. 三メートルをこえ三. 四メートルに満たない端数、三. 六五メートルをこえ、三. 八メートルに満たない端数及び四. 三メートルをこえ四. 四メートルに満たない端数は、それぞれ切り捨てる。

[削る。]

(素材の数量の単位)

第九条 素材の数量は、本を単位とする。

[削る。]

(素材の材積計算の方法及びその単位)

第十条 素材の材積は、次の算式によつて計算する。

一 丸太

イ 長さが六メートル未満のもの

$$D^2 \times L \times 1/10,000$$

Dは、丸太の径のセンチメートル単位による数値

Lは、丸太の長さのメートル単位による数値

ロ 長さが六メートル以上のもの

$$(D + (L' - 4) / 2)^2 \times 1/10,000$$

D及びLは、イの算式の場合に同じ。

L'は、長さのメートル単位による数値で二に満たない端数を切り捨てたもの

二 そま角

$$T \times W \times L \times 1/10,000$$

Tは、そま角の厚さのセンチメートル単位による数値

Wは、そま角の幅のセンチメートル単位による数値

Lは、そま角の長さのメートル単位による数値

2 素材の材積は、立方メートルを単位とし、その数値に小数第三位に満たない端数があるときは、小数第四位を四捨五入する。ただし、その数値が小数第三位に満たないものがあるときは、小数第五位を四捨五入する。

3 空洞（空洞に準ずる腐れを含む。以下この条において同じ。）の体積は、素材の材積から控除する。ただし、空洞の径の、丸太にあつてはその存する木口の径、そま角にあつてはその厚さに対する割合が二〇パーセントに満たないもの及び小の素材の空洞については、この限りでない。

4 空洞の径は、空洞の平均径（最大径とこれに直角な径との平均をいう。以下同じ。）とする。この場合において、その空洞が根張りの部分に係るものであるときは、その係る部分は除いたものとして平均径を測定する。

5 丸太についての木口の径は、末口についてはその丸太の径とし、元口についてはその元口（根張りの部分がある丸太にあつては、その部分を除く。以下この項について同じ。）の最小径とする。ただし、最小径に直角な径と最小径との差が六センチメートル（最小径が四〇センチメートル以上の丸太にあつては、八センチメートル）以上ある元口についての木口の径は、その差六センチメートルごとにその最小径に二センチメートルを加えたものとする。

6 空洞の体積は、次の算式によつて測定する。

一 空洞が素材の一端のみにあるとき

$$d^2 \times L / 2 \times 1/10,000$$

dは、第四項の規定による空洞の径のセンチメートル単位による数値で二に満たない端数を切り捨てたもの

Lは、素材の長さのメートル単位による数値

二 空洞が素材の両端にあるとき

$$d'^2 \times L \times 1/10,000$$

d'は、素材の両端における第四項の規定による空洞の径の平均のセンチメートル単位による数値で二に満たない端数を切り捨てたもの

Lは、前号の算式の場合に同じ。

[削る。]

(針葉樹の素材の規格)
第3条 針葉樹の素材の規格は、次のとおりとする。

区分	基準
材の品質 (径が8センチメートル未満の丸太及び幅が8センチメートル未満のそま角を除く。)	次の項に規定するところによる。
縦振動ヤング係数区分 (区分を表示しよ うとするもの に限る。)	別記の方法により各本について縦振動ヤング係数を測定し、その数値が次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数値を満たすこと。
品 質	
区分	縦振動ヤング係数 (GPa又は10 ³ N/mm ²)
Ef 50	3. 9以上5. 9未満
Ef 70	5. 9以上7. 8未満
Ef 90	7. 8以上9. 8未満
Ef110	9. 8以上11. 8未満
Ef130	11. 8以上13. 7未満
Ef150	13. 7以上
表示事項	1 次に掲げる事項が表示してあること。 (1) 等級 (径が8センチメートル未満の丸太、幅が8センチメートル未満のそま角及び3に規定する表示をする場合を除く。ただし、4に規定する表示を

(ごま角の丸身制限)
第11条 ごま角であつて、最小横断面における辺の欠を補つた方形の四辺の合計に対する辺の欠の合計の割合が八〇パーセント以上のもは、丸太とみなす。

(針葉樹の素材の規格)
第12条 針葉樹から採材した素材の規格は、次のとおりとする。

表	する場合にあっては等級の表示を省略することができる。) (2) 寸法又は材積 2 樹種名の表示をする場合にあっては、1に規定するもののほか、該当する樹種名を表示してあること。 3 電柱の用に供する場合にあっては、1及び2に規定するもののほか「電柱用」と表示してあること。 4 縦振動ヤング係数区分の表示をする場合にあっては、1、2及び3に規定するもののほか、区分を表示してあること。
示	1 表示事項の項の1から4までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 等級 等級の表示は、次項の表の右欄に掲げる等級に応じて記載すること。 (2) 寸法又は材積 寸法の表示は、丸太の径又はそのま角の厚さ及び幅についてセンチメートル、丸太又はそのま角の長さについてメートル又はセンチメートル単位により記載すること。ただし、第6条の丸太の径における最大の径を使用した場合にあつては、その旨を記載すること。 材積の表示をする場合にあっては、第5条に基づき、材積を立方メートル単位で記載し、併せて長さについても記載すること。ただし、第5条によらない計算式により計算した場合は、計算方法も併せて記載すること。 (3) 樹種名 樹種名を表示する場合にあっては、最も一般的な名称をもつて記載すること。 (4) 縦振動ヤング係数区分 区分の表示をする場合にあっては、縦振動ヤング係数区分の項の表の左欄に掲げる区分を記載すること。 2 表示事項の項に規定する事項は、各本又は各極ごとに見やすい箇所に明瞭にし、てあること。
表示禁止事項	次に掲げる事項は、これを表示していいいこと。 (1) 表示事項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語 (2) その他品質を誤認させるような文字、絵その他の表示

二 小の素材（径が八センチメートル未満の丸太及び幅が八センチメートル未満のそま角を除く。）

等級 欠点事項	一等	二等
曲り	二五パーセント以下のもの	上記の限度を超えて存するもの

その他の欠点		顕著でないもの		上記の限度を超えて存するもの	
二 中の素材（樹令が一五〇年以上のひのきから採材したものを除く。）					
等級 欠点事項	一等	二等	三等		
節（長径が一センチメートル未満のものを除く。）	次の各号のいずれかに該当するもの 1 三以上の材面にないもの 2 隣接二材面に存し、長径が五センチメートル以下のもの	次の各号のいずれかに該当するもの 1 二材面に存するもの 2 三以上の材面に存し、長径が一〇センチメートル以下のもの	上記の限度をこえて存するもの		
曲り	数が一個で一〇パーセント以下のもの	三〇パーセント以下のもの	上記の限度をこえて存するもの		
木口割れ又は引き抜け	一〇パーセント以下のもの。ただし、木口割れは、その深さがその存する木口の径（そま角にあつては、その厚さ）の三分の一以下のものに限る。	三〇パーセント以下のもの	上記の限度をこえて存するもの		
目まわり（その存する木口の中心から材縁までの一〇分の九より外側にあるものを除く。）	一〇パーセント以下のもの	三〇パーセント以下のもの。ただし、かさなつて存する目まわりは、そのかさなつた部分がその存する木口の中心をとおり直線をもつて二等分した一面のみに存するものに限る。	上記の限度をこえて存するもの		
腐れ（えぞまつ、材	ないもの	二以下の材面に存し堅微	上記の限度をこえて存す		

2 前項の材の品質の基準は、次のとおりとする。

等級 事項	1等	2等	3等	4等
節	次の各号のいずれかに該当するもの 1 中の素材 ① 3以上の材面にないもの ② 隣接2材面に存し、長径が5センチメートル以下のもの 2 大の素材 3以上の材面にないもの	次の各号のいずれかに該当するもの 1 中の素材 ① 2材面に存するもの ② 3以上の材面に存し、長径が10センチメートル以下のもの 2 大の素材 隣接2材面（ひば）にあつては、2材面）に存するもの	次の各号のいずれかに該当するもの 1 中の素材 左記の限度を超えて存するもの ① 2材面又は3材面（ひば）にあつては、3材面）に存するもの ② 4材面に存し、長径が15センチメートル（ひのき）の中の素材にあつては、10センチメートル）以下のもの ③ 4材面に存し、2材面又は	大の素材にあつては、左記の限度を超えて存するもの

		は3材面において長径が10センチメートル（ひのきの中の素材にあつては、5センチメートル）以下のものの			
曲り	次の各号のいずれかに該当するもの 1 小の素材 2 5パーセント以下のもの 2 中の素材 数が1個で10パーセント以下のもの 3 大の素材 数が1個で、5パーセント（ひのきの中の素材にあつては、10パーセント）以下のもの	次の各号のいずれかに該当するもの 1 小の素材 左記の限度を超えて存するもの 2 中の素材 30パーセント以下のもの 3 大の素材 数が1個で、10パーセント（ひのきの中の素材にあつては、20パーセント）以下のもの	次の各号のいずれかに該当するものは、左記の限度を超えて存するもの 1 中の素材 左記の限度を超えて存するもの 2 大の素材 20パーセント（ひのきの中の素材）にあつては、30パーセント以下のもの	大の素材にあつては、左記の限度を超えて存するもの	
木口割れ又は引き抜	10パーセント以下のもの。ただし、木口割れは、その深さがその存する木口の径（さま角にあつては、厚さ）の3分の1以下のものに限る。	次の各号のいずれかに該当するもの 1 中の素材 30パーセント以下のもの 2 大の素材 20パーセント以下のもの。ただし、木口割れは、その深さがその存する木口の径（さま角にあつては、厚さ）	次の各号のいずれかに該当するもの 1 中の素材 左記の限度を超えて存するもの 2 大の素材 40パーセント以下のもの	大の素材にあつては、左記の限度を超えて存するもの	

とどまつ及びさ わらの樹心部の みに存する腐れ で各端において 二〇パーセント 以下のものを除 く。）、虫食い又 は空洞	面	なもの	るもの
木口	木口	三〇パーセント以下のもの	上記の限度をこえて存するもの
へび下り	節のない材面になく、他の材面において五パーセント以下のもの	節のない材面になく、他の材面において一五パーセント以下のもの	上記の限度をこえて存するもの
その他の欠点	軽微なもの	顕著でないもの	上記の限度をこえて存するもの

三 大の素材（樹令が一五〇年以上のひのきから採材した中の素材を含む。）

等級 欠点事項	一等	二等	三等	四等
節（長径が一センチメートル未満のものを除く。）	三以上の材面にな いもの	隣接二材面（ひば にあつては、二材 面）に存するもの	次の各号のいずれ かに該当するもの 1 二材面又は三 材面（ひばにあ つては、三材面） に存するもの 2 四材面に存 し、長径が一五 センチメートル （ひのきの中の 素材にあつて は、一〇センチ メートル）以下 のもの 3 四材面に存 し、二材面又は 三材面において	上記の限度をこえ て存するもの

目まわり	10パーセント以下のもの	次の各号のいずれかに該当するもの 1 中の素材 30パーセント以下のもの。ただし、重なつて存する目まわりは、その重なつた部分がその存する木口の中心を通る直線をもつて2等分した1面のみに存するものに限る。 2 大の素材 20パーセント以下のもの	次の各号のいずれかに該当するもの 1 中の素材 左記の限度を超えて存するもの 2 大の素材 30パーセント以下のもの。ただし、重なつて存する目まわりはその重なつた部分がその存する木口の中心を通る直線をもつて2等分した1面のみに存するものに限る。 2 大の素材 50パーセント以下のもの	大の素材にあつては、左記の限度を超えて存するもの
	材面	次の各号のいずれかに該当するもの 1 中の素材 2 以下の材面に存し軽微なもの 1 材面に存し、軽微なもの	次の各号のいずれかに該当するもの 1 中の素材 左記の限度を超えて存するもの 2 大の素材 軽微なもの	大の素材にあつては、左記の限度を超えて存するもの
腐れ、虫食い又は空洞	ないもの			大の素材にあつては、左記の限度を超えて存するもの
	木口			大の素材にあつては、左記の限度を超えて存するもの
へび下り	節のない材面にな	節のない材面にな	次の各号のいずれ	大の素材にあつて

長径が一〇センチメートル（ひのきの中の素材にあつては、五センチメートル）以下のもの						
	曲り	数が一個で、五パーセント（ひのきの中の素材にあつては、一〇パーセント）以下のもの	数が一個で、一〇パーセント（ひのきの中の素材にあつては、二〇パーセント）以下のもの	数が一個で、一〇パーセント（ひのきの中の素材にあつては、二〇パーセント）以下のもの	二〇パーセント（ひのきの中の素材にあつては、三〇パーセント）以下のもの	上記の限度をこえて存するもの
	木口割れ又は引き抜け	一〇パーセント以下のもの。ただし、木口割れは、その深さがその存する木口の径（そま角）にあつては、厚さの三分の一以下のものに限る。	二〇パーセント以下のもの。ただし、木口割れは、その深さがその存する木口の径（そま角）にあつては、厚さの三分の一以下のものに限る。	二〇パーセント以下のもの	四〇パーセント以下のもの。	上記の限度をこえて存するもの
	目まわり（その存する木口の中心から材縁までの一〇分の九より外側にあるものを除く。）	一〇パーセント以下のもの	二〇パーセント以下のもの	三〇パーセント以下のもの。ただし、かさなつて存する目まわりはそのかさなつた部分がその存する木口の中心とおる直線をもつて二等分した一面のみに存するものに限る。	三〇パーセント以下のもの。ただし、かさなつて存する目まわりはそのかさなつた部分がその存する木口の中心とおる直線をもつて二等分した一面のみに存するものに限る。	上記の限度をこえて存するもの
	腐れ（えぞまつ、とどまつ	材面	ないもの	一材面に存し、軽微なもの	軽微なもの	上記の限度をこえて存するもの

く他の材面において5パーセント以下のもの	く他の材面において15パーセント以下のもの	かに該当するもの 1 中の素材 左記の限度を超えて存するもの 2 大の素材 30パーセント以下のもの	は、左記の限度を超えて存するもの
その他の欠点	極めて軽微なもの	軽微なもの	左記の限度を超えて存するもの ただし、電柱用における入り皮にあつては、腐れを伴うもの及び軟化したものがないこと。

注 1 小の素材は、曲り及びその他の欠点の1等、2等、中の素材はすべての事項の1等、2等、3等に適用する。ただし、樹齢が150年以上のひのきから採材した中の素材については大の素材として扱うものとする。

2 曲り、腐れ又は空洞がなく、かつ、これら以外の事項が2種類以下であつて、その事項の程度がいずれも最小限度に近いものは、1等に相当するものを除き、1階級上げる。

3 事項が4種類以上あり、それらの事項のうち、その程度が最大限度に近いものが4種類以上あるものは、4等に相当するものを除き、1階級下げる。

4 電柱用における材の品質は、曲り及びその他の欠点の入り皮の4等を適用し、その他の事項については利用上支障のないこととする。

(広葉樹の素材の規格)
第4条 広葉樹の素材の規格は、次のとおりとする。

区分	基準
材の品質（径が24センチメートル未満の丸太及び幅が24センチメートル未満のそま角を除く。）	次の項に規定するところによる。

及びさわらの樹心部のみに存する腐れで各端において二〇パーセント以下のものを除く。）、虫食い又は空洞	木口	ないもの	三〇パーセント以下のもの	五〇パーセント以下のもの	上記の限度をこえて存するもの
へび下り	節のない材面になく他の材面において五パーセント以下のもの	節のない材面になく他の材面において一五パーセント以下のもの	三〇パーセント以下のもの	三〇パーセント以下のもの	上記の限度をこえて存するもの
その他の欠点	きわめて軽微なもの	軽微なもの	顕著でないもの		上記の限度をこえて存するもの

(注)

- (1) 曲り、腐れ又は空洞がなく、かつ、これら以外の欠点が二種類以下であつて、その欠点の程度がいずれも最小限度に近いものは、一等に相当するものを除き、二階級上げる。
- (2) 欠点が四種類以上あり、それらの欠点のうち、その程度が最大限度に近いものが四種類以上あるものは、四等に相当するものを除き、二階級下げる。

(広葉樹の素材の規格)
第十三条 広葉樹から採材した素材（径が二四センチメートル未満の丸太及び幅が二四センチメートル未満のそま角を除く。）の規格は、次のとおりとする。

表示事項

- 1 次に掲げる事項が表示してあること。
- (1) 等級 (径が2.4センチメートル未満の丸太、幅が2.4センチメートル未満のそま角を除く。)
- (2) 寸法又は材積
- 2 樹種名の表示をする場合には、1に規定するもののほか、該当する樹種名を表示してあること。

表示の方法

- 1 表示事項に掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。
- (1) 等級
- 等級の表示は、次項の表の右欄に掲げる等級に応じて記載すること。
- (2) 寸法又は材積
- 寸法の表示は、丸太の径又はそま角の厚さ及び幅についてセンチメートル、丸太又はそま角の長さについてメートル又はセンチメートル単位により記載すること。ただし、第6条の丸太の径における最大の径を使用した場合にあっては、その旨を記載すること。
- 材積の表示をする場合には、第5条に基づき、材積を立方メートル単位で記載し、併せて長さについても記載すること。ただし、第5条によらない計算式により計算した場合は、計算方法も併せて記載すること。
- (3) 樹種名
- 樹種名を表示する場合には、最も一般的な名称をもつて記載すること。
- 2 表示事項の項に規定する事項は、各本又は各極ごとに見やすい箇所に明瞭にしてあること。

表示禁止事項

前条の表の表示禁止事項の項に同じ。

2 前項の材の品質の基準は、次のとおりとする。

等級 事項	1等	2等	3等	4等	
節	次の各号のいずれかに該当するもの 1 4材面にないもの 2 生き節のみが1材面に存し、その数が素材の長さ2メートル	次の各号のいずれかに該当するもの 1 1材面に存するもの 2 隣接2材面に存し、長径が1.5センチメートル	次の各号のいずれかに該当するもの 1 隣接2材面に存するもの 2 2材面に存し、長径が1.5センチメートル	左記の限度を超えて存するもの	

等級 欠点事項	1等	2等	3等	4等	
節 (長径が一センチメートル未満のものを除き、材面におけるかけ、きず及びあなで素材の利用上影響を及ぼすものを含む。)	次の各号のいずれかに該当するもの 1 4材面にないもの 2 生き節のみが1材面に存し、その数が素材の長さ2メートル	次の各号のいずれかに該当するもの 1 1材面に存するもの 2 隣接2材面に存し、長径が1.5センチメートル	次の各号のいずれかに該当するもの 1 隣接2材面に存するもの 2 2材面に存し、長径が2.5センチメートル	上記の限度を超えて存するもの	

	又は2メートル未満の端数につき1個以下のもの	3 生き節のみが隣接2材面に存し、その数が素材の長さ2メートル又は2メートル未満の端数につき2個以下のもの	3 3材面に存し、長径が1.0センチメートル以下のもの		左記の限度を超えて存するもの
曲り	数が1個で、1.0パーセント以下のもの	2.0パーセント以下のもの	4.0パーセント以下のもの		左記の限度を超えて存するもの
木口割れ又は引き抜け	1.0パーセント以下のもの。ただし、木口割れは、その深さがその存する木口の径（そま角）にあつては、厚さの3分の1以下のものに限る。	2.0パーセント以下のもの	4.0パーセント以下のもの		左記の限度を超えて存するもの
目まわり	1.0パーセント以下のもの	2.0パーセント以下のもの	4.0パーセント以下のもの。ただし、重なつて存する目まわりは、その重なつた部分がその存する木口の中心を通る直線をもつて2等分した1面のみに存するものに限る。		左記の限度を超えて存するもの
腐れ、虫食い又は空洞	材面	1材面に存し、軽微なもの	軽微なもの		左記の限度を超えて存するもの
	木口		5.0パーセント以下のもの		左記の限度を超えて存するもの

	又は2メートル未満の端数につき1個以下のもの	3 生き節のみが隣接2材面に存し、その数が素材の長さ2メートル又は2メートル未満の端数につき2個以下のもの	3 3材面に存し、長径が1.0センチメートル以下のもの		上記の限度を超えて存するもの
曲り	数が1個で、1.0パーセント以下のもの	2.0パーセント以下のもの	4.0パーセント以下のもの		上記の限度を超えて存するもの
木口割れ又は引き抜け	1.0パーセント以下のもの。ただし、木口割れは、その深さがその存する木口の径（そま角）にあつては、厚さの3分の1以下のものに限る。	2.0パーセント以下のもの	4.0パーセント以下のもの		上記の限度を超えて存するもの
目まわり	目まわり（その存する木口の中心から材縁までの1.0分の九より外側にあるものを除く。）	2.0パーセント以下のもの	4.0パーセント以下のもの。ただし、かさなつて存する目まわりは、そのかさなつた部分がその存する木口の中心をおる直線をもつて2等分した一面のみに存するものに限る。		上記の限度を超えて存するもの
腐れ（樹心部のみに存する腐れで各端において2.0パーセント以下のものを除く。）、虫食い	材面	ないもの	軽微なもの		上記の限度を超えて存するもの
	木口	ないもの	4.0パーセント以下のもの		上記の限度を超えて存するもの

その他の欠点	極めて軽微なもの	軽微なもの	顕著でないもの	左記の限度を超えて存するもの

注 1 生き節、死に節又は腐れ節の長径の限度は、径が50センチメートル以上の丸太および幅が50センチメートル以上のそま角については、それぞれの限度に5センチメートルを加えたものとする。

2 曲り、腐れ又は空洞がなく、かつ、これら以外の事項が2種類以下であつてその事項の程度がいずれも最小限度に近いものは、1等に相当するものを除き、1階級上げる。

3 事項が4種類以上あり、それらの事項のうち、その程度が最大限度に近いものが4種類以上あるものは、4等に相当するものを除き、1階級下げる。

(素材の標準的な材積計算方法及びその単位)

第5条 素材の標準的な材積の計算式は、次のとおりとする。

丸太 (最小横断面における辺の欠を補つた方形の合計に対する辺の欠の合計の割合が80パーセント以上のそま角を含む。)	丸太の材積は次の式を標準とする。 イ 長さが6メートル未満のもの $D^2 \times L \times 1/10,000$ ロ 長さが6メートル以上のもの及び電柱用 $(D + (L' - 4) / 2) \times L \times 1/10,000$
そま角	$T \times W \times L \times 1/10,000$

注 1 Dは、丸太の径のセンチメートル単位による数値 (Dの測定は第6条の寸法の測定方法における丸太の径の事項に基づく。)

Lは、丸太及びそま角の長さのメートル単位による数値

L'は、長さのメートル単位による数値で1に満たない端数を切り捨てたもの

Tは、そま角の厚さのセンチメートル単位による数値

Wは、そま角の幅のセンチメートル単位による数値

2 電柱用に供されるものの材積の計算式のうち、(L' - 4) / 2 が負となる場合は零として計算し、正となる場合は、0.5センチメートルに括約する。

3 素材の材積は、立方メートルを単位とし、その数値に小数第3位に満たない端数があるときは、小数第4位を四捨五入する。ただし、その数値が小数第3位に満たないものがあるときは、小数第5位を四捨五入する。

4 空洞 (空洞に準ずる腐れを含む。以下この条において同じ。) の体積は、素材の材積から控除する。ただし、空洞の径の、丸太にあつてはその存する木口の径、そま角にあつてはその厚さに対する割合

又は空洞					
その他の欠点	きわめて軽微なもの	軽微なもの	顕著でないもの	上記の限度を超えて存するもの	

(注)

(1) 生き節、死に節又は腐れ節の長径の限度は、径が50センチメートル以上の丸太および幅が50センチメートル以上のそま角については、それぞれの限度に5センチメートルを加えたものとする。

(2) 曲り、腐れ又は空洞がなく、かつ、これら以外の欠点が2種類以下であつてその欠点の程度がいずれも最小限度に近いものは、1等に相当するものを除き、1階級上げる。

(3) 欠点が4種類以上あり、それらの欠点のうち、その程度が最大限度に近いものが4種類以上あるものは、4等に相当するものを除き、1階級下げる。

が、20パーセントに満たないもの及び小の素材の空洞についてはこの限りではない。
 5 空洞の体積は次の算式によって測定する。

空洞が素材の一端にのみあるとき	$d^2 \times L / 2 \times 1/10,000$
空洞が素材の両端にあるとき	$d'^2 \times L \times 1/10,000$

注：dは、空洞の径のセンチメートル単位による数値で2に満たない端数を切り捨てたもの
 d'は、素材の両端における空洞の径の平均のセンチメートル単位による数値で2に満たない端数を切り捨てたもの
 Lは、素材の長さのメートル単位による数値

(寸法の測定方法)

第6条 この規格における次の表の左欄に掲げる事項の測定方法は、それぞれ同表の右欄に掲げたとおりとする。

丸太の径 (樹皮を除いた部分 を対象とする。)	丸太の径は、最小径とし、最小径が14センチメートル以上の丸太で最小径に直角な径と最小径との差が6センチメートル（最小径が40センチメートル以上の丸太にあつては、8センチメートル）以上あるものの径は、その差6センチメートルごとに最小径に2センチメートルを加えたものとする。ただし、水中貯木において、最小径と直角な径が最大径と差が少くないと判断される場合は、前文の直角な径を最大の径に置き換えて差し支えないものとする。 また、電柱用にあつては、最小径とこれに直角な径との平均とする。
空洞の径	空洞の径は、空洞の最大径とこれに直角な径との平均とする。ただし、空洞が根張りの部分に係るものであるときは、その部分は除いたものとして平均径を測定する。
木口の径	木口についての木口の径は、丸太の径とし、元口（根張りの部分がある丸太にあつては、その部分を除く。以下この項において同じ。）についての木口の径は、丸太の径の項の最小径を元口の径に置き換えた径とする。
そま角の厚さ及び幅 (樹皮を除いた部分 を対象とする。)	そま角の厚さは、最小横断面の辺の欠を補った方形の短辺とし、そま角の幅は、その方形の長辺とする。
素材の長さ (樹皮を除いた部分 を対象とする。)	素材の長さは、両木口を結ぶ最短直線とする。ただし、当該最短直線の一部がしよう端部（短径3センチメートル未満の部分を含む。）又はときん若しくは目度あなの部分に係るときは、その係る部分を除く。

素材の単位寸法

- 1 丸太の径又はそま角の厚さ及び幅の単位寸法は、小の素材については1センチメートル、その他の素材については2センチメートルとし、単位寸法に満たない端数は、切り捨てる。ただし、電柱用にあつては、5ミリメートルとし、単位寸法に満たない端数は2捨3入する。
- 2 丸太又はそま角の長さの単位寸法は、20センチメートルとし、単位寸法に満たない端数は、切り捨てる。ただし、次の表の左欄に掲げるものについては右欄に掲げる寸法ととする。また、電柱用にあつては、0.5メートルを単位寸法とし、単位寸法に満たない端数は切り捨てる。

1. 9 m	以上2. 0 m未満のもの	1. 9 m
2. 1 m	以上2. 2 m未満のもの	2. 1 m
2. 7 m	以上2. 8 m未満のもの	2. 7 m
3. 3 m	以上3. 4 m未満のもの	3. 3 m
3. 65 m	以上3. 8 m未満のもの	3. 65 m
4. 3 m	以上4. 4 m未満のもの	4. 3 m

(品質の事項の測定方法)

第7条 第3条及び第4条における次の表の左欄に掲げる事項の測定方法は、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によつて測定する。この場合において、事項が延び又は根張りの部分に係るものであるときは、当該延び又は根張りの部分を除いたものとして、その事項を測定する。

節	1 長径が1センチメートル未満の節は対象としない。 2 材面におけるかけ、きず及びあなで素材の利用上影響を及ぼすものを含む。 3 死に節又は腐れ節（長径が1センチメートル未満の死に節又は腐れ節を除く。）の長径は、その実測の長径の2倍とみなす。 4 かくれ節の長径は、その素材に存する最大の節（長径が1センチメートル未満の節を除く。）の実測の長径の1.5倍とみなす。 5 その丸太にかくれ節及び長径が1センチメートル未満の節以外の節がない場合は、そのかくれ節の長径は、10センチメートルとみなす。ただし、そのかくれ節に係る隆起の長径が10センチメートルをこえる場合は、そのかくれ節の長径は、その隆起の長径と同一とみなす。
曲り	1 百分率は、丸太の径又はそま角の厚さに対する内曲面の最大矢高の割合による。 2 2個以上ある場合の百分率は、それぞれの曲りについで1の割合の合計を1.5倍した割合による。 3 電柱用における曲りは、材長10メートル未満のものにあつては元口から1.5メートル、材長10メートル以上のものにあつては元口から2メートル

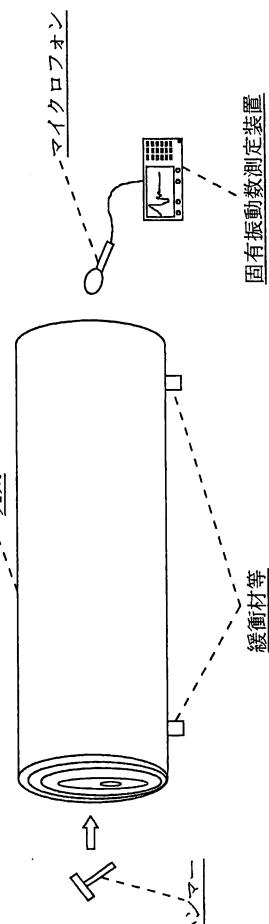
(素材の欠点の測定方法)

第十四条 前二条の規格における欠点は、次の表の上欄に掲げる欠点事項につきそれぞれ同表の下欄に掲げる方法によつて測定する。この場合において、欠点が延び又は根張りの部分に係るものときは、当該延び又は根張りの部分を除いたものとして、その欠点を測定する。

節	1 死に節又は腐れ節（長径が1センチメートル未満の死に節又は腐れ節を除く。）の長径は、その実測の長径の2倍とみなす。 2 かくれ節の長径は、その素材に存する最大の節（長径が1センチメートル未満の節を除く。）の実測の長径の1.5倍とみなす。 3 その丸太にかくれ節及び長径が1センチメートル未満の節以外の節がない場合は、そのかくれ節の長径は、10センチメートルとみなす。ただし、そのかくれ節に係る隆起の長径が10センチメートルをこえる場合は、そのかくれ節の長径は、その隆起の長径と同一とみなす。
曲り	1 百分率は、丸太の径又はそま角の厚さに対する内曲面の最大矢高の割合による。 2 2個以上ある場合の百分率は、それぞれの曲りについで1の割合の合計を1.5倍した割合による。

木口割れ又は引き抜 け	の部分を地際として測定する。	
	材面 木口	1 百分率は、木口割れ又は引き抜けの長さの素材の長さに対する割合による。 2 木口割れが同一端に<u>2個以上</u>あるときは、最長のものの長さを、両端にあるときは、各端における最長のものの長さの合計を、それぞれの長さとする。引き抜けの長さについても、同様とする。 3 木口割れの深さが、その存する木口の径（そま角にあつては、厚さ）の<u>2分の1</u>をこえるときは、その木口割れの長さは、その実測の<u>1.5倍</u>の長さとする。 4 木口割れの深さは、その存する木口において割れ目がその中心に向かうものにあつては、その割れ目の長さとし、その他のものにあつては、その存する木口におけるその割れ目の最深部（木口の中心とその割れ目の終点とを結ぶ直線とその割れ目との交角が90度以上である場合には、その割れ目の終点をいい、その交角が90度未満である場合には、木口の中心からその割れ目に対する垂線とその割れ目との交点をいう。）からその木口の中心と反対方向に材縁に至る距離とする。
		1 百分率は、その長さ（<u>2個以上</u>あるときは、それらの長さの合計）に対する素材の長さの割合による。 2 <u>1材面</u>に平行かつ接近して<u>2個以上</u>あるときは、それらのへび下りは<u>1個</u>とみなしてその長さを測定する。
目まわり	1 木口の中心から材縁までの10分の9より外側にある目まわりは対象としない。	
	材面 木口	2 百分率は、その弧の長さのその存する木口の周囲の長さ（そま角にあつては、その存する木口の4辺の欠を補った方形の4辺の合計）に対する割合による。 3 目まわりが同一端に<u>2個以上</u>ある場合の百分率は、それらの弧の長さ（外側の目まわりの両端と樹心とを結ぶ直線で区切られた部分に係る他の目まわりの弧の長さうち、当該部分に含まれる長さを除く。）の合計のその存する木口の周囲の長さに対する割合による。 4 両端にある場合は、各端における<u>2</u>又は<u>3</u>の割合を合計した割合による。
		程度は、素材の利用価値に及ぼす影響の大小による。 1 百分率は、腐れ、虫食い又は空洞の平均径（同一端に<u>2個以上</u>あるときは、それらの平均径の合計）のその存する木口の径（そま角にあつては、その厚さ）に対する割合による。 2 両端にある場合の百分率は、各端における1の割合の合計による。 3 えぞまつ、とどまつ、さわら及び広葉樹の樹心部に存する腐れで各端において20パーセント以下のものは対象としない。
へび下り	1 百分率は、その長さ（ <u>2個以上</u> あるときは、それらの長さの合計）に対する素材の長さの割合による。	
	材面 木口	2 <u>1材面</u>に平行かつ接近して<u>2個以上</u>あるときは、それらのへび下りは<u>1個</u>とみなしてその長さを測定する。
		1 百分率は、その長さ（<u>2個以上</u>あるときは、それらの長さの合計）に対する素材の長さの割合による。 2 <u>1材面</u>に平行かつ接近して<u>2個以上</u>あるときは、それらのへび下りは<u>1個</u>とみなしてその長さを測定する。

木口割れ又は引き抜 け	1 百分率は、木口割れ又は引き抜けの長さの素材の長さに対する割合による。	
	材面 木口	2 木口割れが同一端に<u>2個以上</u>あるときは、最長のものの長さを、両端にあるときは、各端における最長のものの長さの合計を、それぞれの長さとする。引き抜けの長さについても、同様とする。 3 木口割れの深さが、その存する木口の径（そま角にあつては、厚さ）の<u>2分の1</u>をこえるときは、その木口割れの長さは、その実測の<u>1.5倍</u>の長さとする。 4 木口割れの深さは、その存する木口において割れ目がその中心に向かうものにあつては、その割れ目の長さとし、その他のものにあつては、その存する木口におけるその割れ目の最深部（木口の中心とその割れ目の終点とを結ぶ直線とその割れ目との交角が90度以上である場合には、その割れ目の終点をいい、その交角が90度未満である場合には、木口の中心からその割れ目に対する垂線とその割れ目との交点をいう。）からその木口の中心と反対方向に材縁に至る距離とする。
		1 百分率は、その弧の長さのその存する木口の周囲の長さ（そま角にあつては、その存する木口の4辺の欠を補った方形の4辺の合計）に対する割合による。 2 目まわりが同一端に<u>2個以上</u>ある場合の百分率は、それらの弧の長さ（外側の目まわりの両端と樹心とを結ぶ直線で区切られた部分に係る他の目まわりの弧の長さうち、当該部分に含まれる長さを除く。）の合計のその存する木口の周囲の長さに対する割合による。 3 両端にある場合は、各端における<u>1</u>又は<u>2</u>の割合を合計した割合による。
目まわり	1 百分率は、その弧の長さのその存する木口の周囲の長さ（そま角にあつては、その存する木口の4辺の欠を補った方形の4辺の合計）に対する割合による。	
	材面 木口	2 目まわりが同一端に<u>2個以上</u>ある場合の百分率は、それらの弧の長さ（外側の目まわりの両端と樹心とを結ぶ直線で区切られた部分に係る他の目まわりの弧の長さうち、当該部分に含まれる長さを除く。）の合計のその存する木口の周囲の長さに対する割合による。 3 両端にある場合は、各端における<u>1</u>又は<u>2</u>の割合を合計した割合による。
		程度は、素材の利用価値に及ぼす影響の大小による。 1 百分率は、腐れ、虫食い又は空洞の平均径（同一端に<u>2個以上</u>あるときは、それらの平均径の合計）のその存する木口の径（そま角にあつては、その厚さ）に対する割合による。 2 両端にある場合の百分率は、各端における1の割合の合計による。
へび下り	1 百分率は、その長さ（ <u>2個以上</u> あるときは、それらの長さの合計）に対する素材の長さの割合による。	
	材面 木口	2 <u>1材面</u>に平行かつ接近して<u>2個以上</u>あるときは、それらのへび下りは<u>1個</u>とみなしてその長さを測定する。
		1 百分率は、その長さ（<u>2個以上</u>あるときは、それらの長さの合計）に対する素材の長さの割合による。 2 <u>1材面</u>に平行かつ接近して<u>2個以上</u>あるときは、それらのへび下りは<u>1個</u>とみなしてその長さを測定する。

その他の欠点	程度は、素材の利用価値に及ぼす影響の大小による。
別記（第3条関係） 縦振動ヤング係数試験	
次の図に示す方法によって、各本に打撃を与えたときに発生する固有振動数を測定して縦振動ヤング係数を求める。	
(1) 縦振動ヤング係数 (Ef) は次の式によって算出する。	
$Ef = (2Lf)^2 \rho / 10^9 \quad (\text{単位: GPa又は} 10^9 \text{N/mm}^2)$	
L : 材長 (m)	
f : 固有振動数 (Hz)	
ρ : 見かけの密度 (kg/m ³)	
(2) 材長は実測値とし、1センチメートルに満たない端数は切り捨てることとする。	
(3) 見かけの密度 (ρ) は次の式によって算出する。重量は0.1 kgまで計量し、これに満たない端数は切り捨てる。径は1 cmまで計測し、これに満たない端数は四捨五入する。	
$\rho = W / (D^2 \times \pi / 4 \times L \times 1/10,000) \quad (\text{単位: m}^3)$	
W : 各本の重量 (kg)	
D : 両木口の最大径と最小径の平均を平均した値 (cm)	
π : 3.14とする。	
L : 材長 (m)	
	

○電柱用素材の日本農林規格

〔昭和二十六年五月二十八日
農林省告示第百九十一号〕

〔この告示は、昭和四五年五月二三日法律第九二号（農林物資規格法の一部を改正する法律）附則二項により、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律七条二項の規定により制定された日本農林規格とみなされる。〕

沿革

昭和二十八年一月一〇日 農林省告示第七六九号（用材の日
本農林規格附則六項による改正）

昭和三五年 七月三〇日号外 農林省告示第六九四号（用材
の日本農林規格附則三項による改正）

昭和四二年一月二日 八日号外 農林省告示第一八四一号（素
材の日本農林規格附則二項による改正）

農林物資規格法（昭和二十五年法律第七十五号）第十三条（現

行）農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律一〇条

昭和二六年六月法律二二三号・四五年五月九二号により改正）の規

定に基き、電柱用素材の日本農林規格を次のように定め、昭和二十

六年七月一日から施行する。

電柱用素材の日本農林規格

（適用の範囲）

第一条 この規格は、電柱の用に供される素材に適用する。

第十六編 農林 第九章 農林物資規格 電柱用素材の日本農林規格

（定義）

第二条 この規格において「地際」とは、材長一〇メートル未満の
ものにあつては元口から一・五メートル、材長一〇メートル以上
のものにあつては元口から二メートルの部分をいう。

（加工区分）

第三条 電柱用素材は、加工される種類によつて次のように区分す
る。

一 第一種材（伐倒直後の剥皮しない材で、注入槽による落差式
注入法を施して使用されるもの）

二 第二種材（剥皮した材で、注葉缶による加圧式注入法若しく
は簡易な加工を施して使用され、又は無加工のまま使用される
もの）

（数量の単位）

第四条 数量は、本を単位とする。

（形量の区分）

第五条 形量は、末口径、地際径及び長により区分する。

2 末口径、地際径及び長の寸法は、別表第一に示される寸法によ
るものとし、その寸法に適合しないものは第七条及び第八条の規
定に基いてその寸法のいずれかに適合させるものとする。但し、
第一種材にあつては長において一五センチメートル以上の過量
を附さなければならない。

- 3 前項の規定に基いて適合させた寸法をこえる端数は、切り捨てる。

(径の実測方法)

第六条 径の実測方法は、実測部分の最小径とこれに直角な径との平均を五ミリメートルに括約(二捨三入)する。但し、第一種材にあつては径二〇センチメートル未満のものは一・五センチメートル、径二〇センチメートル以上のものは二センチメートルを、その実測径から控除したものをその径とする。

(末口径の許容範囲)

第七条 実測の地際径が別表第一の地際径をこえるものにあつては、実測の末口径は別表第一の末口径より左の範囲までさがつてもさしつかえない。

- 一 末口径一六センチメートル以下のものにあつては一センチメートル
- 二 末口径一七センチメートル以上二〇センチメートル以下のものにあつては一・五センチメートル
- 三 末口径二一センチメートル以上のものにあつては二センチメートル

2 実測の地際径が別表第一の地際径に満たないものにあつては、その実測の地際径に相当する別表第一の末口径をその末口径としなければならない。

(地際径の許容範囲)

第八条 前条第二項に該当する電柱用素材で、末口断面の辺材部における年輪の数が径三センチメートルについて一〇をこえ、且つ、次条の規定に基づく別表第二又は第三の欠点の限度が各事項ごとに二分の一以下のものにあつては、実測の地際径は別表第一の地際径より左の範囲までさがつてもさしつかえない。

- 一 末口径一六センチメートル以下のものにあつては一センチメートル
- 二 末口径一七センチメートル以上二〇センチメートル以下のものにあつては一・五センチメートル
- 三 末口径二一センチメートル以上のものにあつては二センチメートル

(品質)

第九条 品質は、左の材部区分ごとに、第一種材にあつては別表第二、第二種材にあつては別表第三の欠点の限度をこえるものであつてはならない。

- 一 末口の材部(末口から一メートルまでの部分)
- 二 地際の材部(地際上下各五〇センチメートルまでの部分)
- 三 元口の材部(元口から地際の材部までの部分)
- 四 その他の材部(末口の材部から地際の材部まで長一メートルごと又はその端数に区切つた部分)

(素材の日本農林規格の準用)

第十条 電柱用素材については、前九条に規定するものの外、素材の日本農林規格（昭和四十二年十二月八日農林省告示第千八百四十一号）を準用する。

本条：一部改正（昭和二十八年二月農林省七六九号・三五年七月六九四号）、見
出・本条：一部改正（昭和四十二年二月農林省一八四一号）

附 則 （昭和二十八年一月一〇日農林省告示第七六九号抄）

1 この告示は、昭和二十八年十二月十日から施行する。

附 則 （昭和三十五年七月三〇日農林省告示第六九四号抄）

1 この告示は、昭和三十六年一月一日から施行する。

附 則 （昭和四十二年二月八日農林省告示第一八四一号抄）

1 この告示は、昭和四十三年一月十日から施行する。

別表第一〔第5条〕

電柱用素材の形 表

長 末口径	3	3.5	4	4.5	5	5.5	6	6.5	7	7.5	8	8.5	9	9.5	10	10.5	11	11.5	12	13	14	15	16	17	18	19	20
7	7	7.5	8	8.5	9	9.5	10	10.5	11	11.5	12	12.5	13	13.5	14	14.5	15	15.5	16	16.5	17	17.5	18	18.5	19	19.5	20
8	8	8.5	9	9.5	10	10.5	11	11.5	12	12.5	13	13.5	14	14.5	15	15.5	16	16.5	17	17.5	18	18.5	19	19.5	20	20.5	21
9	9	9.5	10	10.5	11	11.5	12	12.5	13	13.5	14	14.5	15	15.5	16	16.5	17	17.5	18	18.5	19	19.5	20	20.5	21	21.5	22
10	10	10.5	11	11.5	12	12.5	13	13.5	14	14.5	15	15.5	16	16.5	17	17.5	18	18.5	19	19.5	20	20.5	21	21.5	22	22.5	23
11	11	11.5	12	12.5	13	13.5	14	14.5	15	15.5	16	16.5	17	17.5	18	18.5	19	19.5	20	20.5	21	21.5	22	22.5	23	23.5	24
12	12	12.5	13	13.5	14	14.5	15	15.5	16	16.5	17	17.5	18	18.5	19	19.5	20	20.5	21	21.5	22	22.5	23	23.5	24	24.5	25
13	13	13.5	14	14.5	15	15.5	16	16.5	17	17.5	18	18.5	19	19.5	20	20.5	21	21.5	22	22.5	23	23.5	24	24.5	25	25.5	26
14	14	14.5	15	15.5	16	16.5	17	17.5	18	18.5	19	19.5	20	20.5	21	21.5	22	22.5	23	23.5	24	24.5	25	25.5	26	26.5	27
15	15	15.5	16	16.5	17	17.5	18	18.5	19	19.5	20	20.5	21	21.5	22	22.5	23	23.5	24	24.5	25	25.5	26	26.5	27	27.5	28
16	16	16.5	17	17.5	18	18.5	19	19.5	20	20.5	21	21.5	22	22.5	23	23.5	24	24.5	25	25.5	26	26.5	27	27.5	28	28.5	29
17	17	17.5	18	18.5	19	19.5	20	20.5	21	21.5	22	22.5	23	23.5	24	24.5	25	25.5	26	26.5	27	27.5	28	28.5	29	29.5	30
18	18	18.5	19	19.5	20	20.5	21	21.5	22	22.5	23	23.5	24	24.5	25	25.5	26	26.5	27	27.5	28	28.5	29	29.5	30	30.5	31
19	19	19.5	20	20.5	21	21.5	22	22.5	23	23.5	24	24.5	25	25.5	26	26.5	27	27.5	28	28.5	29	29.5	30	30.5	31	31.5	32
20	20	20.5	21	21.5	22	22.5	23	23.5	24	24.5	25	25.5	26	26.5	27	27.5	28	28.5	29	29.5	30	30.5	31	31.5	32	32.5	33
21	21	21.5	22	22.5	23	23.5	24	24.5	25	25.5	26	26.5	27	27.5	28	28.5	29	29.5	30	30.5	31	31.5	32	32.5	33	33.5	34
22	22	22.5	23	23.5	24	24.5	25	25.5	26	26.5	27	27.5	28	28.5	29	29.5	30	30.5	31	31.5	32	32.5	33	33.5	34	34.5	35
23	23	23.5	24	24.5	25	25.5	26	26.5	27	27.5	28	28.5	29	29.5	30	30.5	31	31.5	32	32.5	33	33.5	34	34.5	35	35.5	36
24	24	24.5	25	25.5	26	26.5	27	27.5	28	28.5	29	29.5	30	30.5	31	31.5	32	32.5	33	33.5	34	34.5	35	35.5	36	36.5	37
25	25	25.5	26	26.5	27	27.5	28	28.5	29	29.5	30	30.5	31	31.5	32	32.5	33	33.5	34	34.5	35	35.5	36	36.5	37	37.5	38
26	26	26.5	27	27.5	28	28.5	29	29.5	30	30.5	31	31.5	32	32.5	33	33.5	34	34.5	35	35.5	36	36.5	37	37.5	38	38.5	39
27	27																										
28	28																										
29	29																										
30	30																										
31	31																										
32	32																										
33	33																										

(注) 本表は末口径及び長に対する地際径を示す。単位はメートル、末口径及び地際径はセンチメートルとする。

別表第二〔第八條・第九條〕

第一種材の欠点限度表

欠点の種類		材部区分		
		部	材部	
節	節の欠点とみなされるものの総数	10個以下のもの	10個以下のもの	
	生	短径がその存する部分の材の径の $\frac{1}{4}$ をこえるもの	10個以下のもの	10個以下のもの
		短径がその存する部分の材の径の $\frac{1}{8}$ をこえるもの	2個以下のもの	2個以下のもの
	死	短径がその存する部分の材の径の $\frac{1}{4}$ をこえるもの	10個以下のもの	10個以下のもの
		短径がその存する部分の材の径の $\frac{1}{8}$ をこえるもの	2個以下のもの	2個以下のもの
	節	短径がその存する部分の材の径の $\frac{1}{4}$ をこえるもの	10個以下のもの	10個以下のもの
		短径がその存する部分の材の径の $\frac{1}{8}$ をこえるもの	2個以下のもの	2個以下のもの
	抜節、抜け易い節又は腐れを伴う節	ないもの	ないもの	
	虫食を伴う節	2個以下のもの	ないもの	
	入	腐れ又は虫食を伴うもの	ないもの	ないもの
くぼみの長(2個以上あるときはその和)		50センチ以下のもの	65センチ以下のもの	
くぼみの深		1.5センチ以下のもの	2センチ以下のもの	
くぼみの幅(2個以上あるときはその和)		その存する部分の材の径の $\frac{1}{4}$ 以下のもの	その存する部分の材の径の $\frac{1}{4}$ 以下のもの	
曲		地上曲り	末口断面の中心と地際断面の中心を結ぶ直線が材の内部にあるもの	末口断面の中心と地際断面の中心を結ぶ直線が材の内部にあるもの
	元曲り	末口断面の中心と地際断面の中心を結ぶ直線に平行に、曲りの内側の地際から引いた直線が元口断面内にあるもの	末口断面の中心と地際断面の中心を結ぶ直線に平行に、曲りの内側の地際から引いた直線が元口断面内にあるもの	
	立体曲り	一材面については地上曲り又は元曲りの限度内で、他の材面については一材面における曲りの $\frac{1}{4}$ 以下のもの	一材面については地上曲り又は元曲りの限度内で、他の材面については一材面における曲りの $\frac{1}{4}$ 以下のもの	

空 腐 れ を 含 む	面 積 及 び 材 の 長 に 沿 う 深 (2個以上あるときはその和)	く ぼ み の 長 (2個以上あるときはその和)	く ぼ み の 深	欠 け 又 は き ず	元口残余面積(元口断面面積から欠け又はきずの面積を除いた面積)	幅 (2個以上あるときはその和)	深	元口又は元口断面における径の外側から $\frac{1}{8}$ 以内に あるもの(2個以上あるときはその和)	樹心に近いもの(2個以上あるときはその和)	のこめ又はかまめ	曲 り	その他の 欠点	胴打又はもの あな、虫食、材面における腐れ、凍裂、枯材、目 まわり、不完全な剝皮等 よじれ(からまつに限る。)	第一種材の欠点限度表による	第一種材の欠点限度表による	第一種材の欠点限度表による
制限しない	制限しない	制限しない	制限しない	50センチ以下のもの	1.5センチ以下のもの	その存する部分の材の径の $\frac{1}{8}$ 以下のもの	材長の $\frac{1}{8}$ 以下のもの	その長が材長の $\frac{1}{8}$ 以下のもの	その長が材長の $\frac{1}{8}$ 以下のもの	その深が1センチ以下のもの	第一種材の欠点限度表による	第一種材の欠点限度表による	第一種材の欠点限度表による	第一種材の欠点限度表による	第一種材の欠点限度表による	第一種材の欠点限度表による
制限しない	制限しない	制限しない	制限しない	50センチ以下のもの	1.5センチ以下のもの	その存する部分の材の径の $\frac{1}{8}$ 以下のもの	材長の $\frac{1}{8}$ 以下のもの	その長が材長の $\frac{1}{8}$ 以下のもの	その長が材長の $\frac{1}{8}$ 以下のもの	その深が1センチ以下のもの	第一種材の欠点限度表による	第一種材の欠点限度表による	第一種材の欠点限度表による	第一種材の欠点限度表による	第一種材の欠点限度表による	第一種材の欠点限度表による
制限しない	制限しない	制限しない	制限しない	50センチ以下のもの	1.5センチ以下のもの	その存する部分の材の径の $\frac{1}{8}$ 以下のもの	材長の $\frac{1}{8}$ 以下のもの	その長が材長の $\frac{1}{8}$ 以下のもの	その長が材長の $\frac{1}{8}$ 以下のもの	その深が1センチ以下のもの	第一種材の欠点限度表による	第一種材の欠点限度表による	第一種材の欠点限度表による	第一種材の欠点限度表による	第一種材の欠点限度表による	第一種材の欠点限度表による

(注)

- 1 ひのき、ひば又はからまつについては本表の欠点の限度の一二五%まで許容する。但し、曲り及びよじれについては本表による。
- 2 奥洲の地際径が材長八メートル以下のものにあつては一センチメートル以上、材長八・五メートル以上のものにあつては一・五センチメートル以上、別表第一の地際径より大きいときは、本表の欠点の限度の一五〇%まで許容する。但し、曲りについては本表による。

(参 考)

33 林野第16432号
昭和33年12月22日

林野庁長官

電柱用素材の材積表について

昭和26年農林省告示第191号によって制定告示された電柱用素材の日本農林規格においては、数量の単位は本とするよう規定しているのであるが、これに対し何らかの材積の標準を規定することが望ましいということで、昭和26年6月6日付26林野第6403号林野庁長官通達をもって電柱用素材の材積の標準を示したのである。しかしながら、この材積は計量法上の法定計量単位をもって表した材積ではないので、今回計量法の定めるところによって、昭和34年1月1日から統一的に実施となるメートル法に即応するため、電柱用素材の材積もメートル法の単位によって、別表のとおり、取りまとめた次第である。

よって、電柱用素材の日本農林規格によって生産された電柱用素材の材積は、別表電柱用素材の材積表によらるたい。

なお、現行の昭和26年6月6日付26林野第6403号林野庁長官通達による電柱用素材の材積表は、昭和34年1月1日以降これを廃止する。

(単位:m3)

電柱用素材の材積表

長 末口 径	3.0 (m)	3.5	4.0	4.5	5.0	5.5	6.0	6.5	7.0	7.5	8.0	8.5	9.0	9.5	10.0	10.5	11.0	11.5	12	13	14	15	16	17	18	19	20
cm																											
7.0	0.015	0.017	0.020	0.022	0.029	0.031	0.038	0.042	0.051	0.054																	
8.0	0.019	0.022	0.026	0.029	0.036	0.040	0.049	0.053	0.063	0.068																	
9.0	0.024	0.028	0.032	0.036	0.045	0.050	0.060	0.065	0.077	0.083	0.097																
10.0	0.030	0.035	0.040	0.045	0.055	0.061	0.073	0.079	0.093	0.099	0.115																
11.0	0.036	0.042	0.049	0.054	0.066	0.073	0.086	0.094	0.109	0.117	0.135	0.144															
12.0	0.043	0.050	0.058	0.065	0.078	0.086	0.101	0.110	0.128	0.137	0.157	0.167	0.189														
13.0	0.051	0.059	0.068	0.076	0.091	0.100	0.118	0.127	0.147	0.158	0.180	0.191	0.216														
14.0	0.059	0.069	0.079	0.088	0.105	0.116	0.135	0.146	0.168	0.180	0.204	0.218	0.245	0.259	0.289	0.303	0.337										
15.0	0.068	0.079	0.090	0.101	0.120	0.132	0.154	0.166	0.191	0.204	0.231	0.246	0.276	0.291	0.324	0.340	0.376	0.394	0.433	0.494							
16.0	0.077	0.090	0.102	0.115	0.136	0.150	0.173	0.188	0.214	0.230	0.259	0.275	0.308	0.325	0.361	0.379	0.418	0.437	0.480	0.546	0.617	0.693					
17.0	0.087	0.101	0.116	0.130	0.153	0.168	0.194	0.211	0.240	0.257	0.289	0.307	0.342	0.361	0.400	0.420	0.462	0.483	0.529	0.601	0.678	0.759	0.846				
18.0	0.097	0.113	0.130	0.146	0.171	0.188	0.217	0.235	0.266	0.285	0.320	0.340	0.378	0.399	0.441	0.463	0.508	0.532	0.581	0.658	0.741	0.828	0.922	1.020	1.125		
19.0	0.108	0.126	0.144	0.162	0.190	0.209	0.240	0.260	0.294	0.315	0.353	0.375	0.416	0.439	0.484	0.508	0.557	0.582	0.635	0.718	0.806	0.900	1.000	1.105	1.217	1.334	
20.0	0.120	0.140	0.160	0.180	0.210	0.231	0.265	0.287	0.324	0.347	0.387	0.411	0.456	0.481	0.529	0.555	0.607	0.635	0.691	0.780	0.875	0.975	1.082	1.194	1.312	1.437	1.568
21.0	0.132	0.154	0.176	0.198	0.231	0.254	0.290	0.315	0.354	0.380	0.423	0.450	0.497	0.525	0.576	0.605	0.660	0.690	0.750	0.845	0.946	1.053	1.166	1.286	1.411	1.543	1.682
22.0	0.145	0.169	0.194	0.218	0.253	0.278	0.317	0.344	0.387	0.414	0.461	0.490	0.540	0.570	0.625	0.656	0.715	0.748	0.811	0.913	1.021	1.134	1.254	1.381	1.514	1.653	1.800
23.0	0.159	0.185	0.212	0.238	0.276	0.304	0.346	0.374	0.420	0.450	0.500	0.531	0.585	0.618	0.676	0.710	0.772	0.808	0.875	0.983	1.098	1.218	1.346	1.479	1.620	1.767	1.922
24.0	0.173	0.202	0.230	0.259	0.300	0.330	0.375	0.406	0.455	0.488	0.541	0.575	0.632	0.667	0.729	0.765	0.832	0.870	0.941	1.056	1.177	1.305	1.440	1.581	1.730	1.885	2.048
25.0	0.188	0.219	0.250	0.281	0.325	0.358	0.406	0.439	0.492	0.527	0.583	0.620	0.681	0.718	0.784	0.823	0.893	0.934	1.009	1.131	1.260	1.395	1.538	1.687	1.843	2.007	2.178
26.0	0.203	0.237	0.270	0.304	0.351	0.386	0.437	0.474	0.529	0.567	0.627	0.666	0.731	0.772	0.841	0.883	0.957	1.001	1.080	1.209	1.345	1.488	1.638	1.796	1.960	2.132	2.312
27.0															0.900	0.945	1.023	1.070	1.153	1.290	1.434	1.584	1.742	1.908	2.081	2.261	2.450
28.0																	1.091	1.141	1.229	1.373	1.525	1.683	1.850	2.023	2.205	2.394	2.592
29.0																			1.307	1.459	1.618	1.785	1.960	2.142	2.333	2.531	2.738
30.0																				1.548	1.715	1.890	2.074	2.265	2.464	2.672	2.888
31.0																					1.814	1.998	2.190	2.391	2.599	2.816	3.042
32.0																						2.109	2.310	2.520	2.738	2.964	3.200
33.0																						2.434	2.652	2.880	3.116	3.362	

注 本表は、次の計算式により算出したものである。 $V = 10^{-4} \{D + (L-4) / 2\}^2 L$ ただし、 V = 材積(立方メートル) L = 材長(メートル) D = 末口径(センチメートル)

とし、 $(L-4) / 2$ は0.5(センチメートル)に括約し、また、 $(L-4) / 2$ が負となる場合は、零として計算する。

電柱用材の中径による材積表 (単位:m3及び石)

長(m) 中径(cm)	7		8		9		10		11		12		13		14		15		16	
	(m3)	(石)	(m3)	(石)	(m3)	(石)	(m3)	(石)	(m3)	(石)	(m3)	(石)	(m3)	(石)	(m3)	(石)	(m3)	(石)	(m3)	(石)
13	0.095	0.3414																		
14	0.110	0.3953																		
15	0.126	0.4528	0.144	0.5175																
16	0.143	0.5139	0.164	0.5894																
17	0.162	0.5822	0.185	0.6648	0.208	0.7475														
18	0.181	0.6505	0.207	0.7439	0.233	0.8373														
19	0.202	0.7259	0.231	0.8301	0.260	0.9344	0.289	1.0386	0.318	1.1428										
20	0.224	0.8050	0.256	0.9200	0.288	1.0350	0.320	1.1500	0.352	1.2650										
21	0.247	0.8876	0.282	1.0134	0.318	1.1428	0.353	1.2686	0.388	1.3944	0.423	1.5201								
22	0.271	0.9739	0.310	1.1140	0.348	1.2506	0.387	1.3908	0.426	1.5309	0.465	1.6711	0.503	1.8076						
23	0.296	1.0637	0.339	1.2183	0.381	1.3692	0.423	1.5201	0.466	1.6747	0.508	1.8256	0.550	1.9765	0.592	2.1275	0.635	2.2820	0.673	2.6486
24	0.323	1.1608	0.369	1.3261	0.415	1.4914	0.461	1.6567	0.507	1.8220	0.553	1.9873	0.599	2.1526	0.645	2.3179	0.691	2.4832	0.737	2.8750
25	0.350	1.2578	0.400	1.4375	0.450	1.6172	0.500	1.7969	0.550	1.9765	0.600	2.1562	0.650	2.3359	0.700	2.5156	0.750	2.6953	0.800	2.8750
26	0.379	1.3620	0.433	1.5561	0.487	1.7501	0.541	1.9442	0.595	2.1383	0.649	2.3323	0.703	2.5264	0.757	2.7204	0.811	2.9145	0.865	3.1086
27	0.408	1.4662	0.467	1.6783	0.525	1.8867	0.583	2.0951	0.642	2.3072	0.700	2.5156	0.758	2.7240	0.816	2.9325	0.875	3.1445	0.933	3.3529
28			0.502	1.8040	0.564	2.0268	0.627	2.2532	0.690	2.4797	0.753	2.7061	0.815	2.9289	0.878	3.1553	0.941	3.3817	1.004	3.6081
29					0.606	2.1778	0.673	2.4186	0.740	2.6593	0.807	2.9001	0.875	3.1445	0.942	3.3853	1.009	3.6260	1.076	3.8668
30					0.648	2.3287	0.720	2.5875	0.792	2.8462	0.864	3.1050	0.936	3.3637	1.008	3.6224	1.080	3.8812	1.152	4.1399
31							0.769	2.7636	0.846	3.0403	0.923	3.3170	0.999	3.5901	1.076	3.8668	1.153	4.1435	1.230	4.4203
32									0.901	3.2379	0.983	3.5326	1.065	3.8273	1.147	4.1220	1.229	4.4167	1.311	4.7113
33											1.045	3.7554	1.133	4.0717	1.220	4.3843	1.307	4.6970	1.394	5.0096

備考 1. 中径²×8/10×長 = 中径材積 m3 (4位四捨五入)
 2. 1m3=3.5937石

平成16年6月2日
農林水産省消費・安全局

農林物資規格調査会部会の審議の概要について

昨日開催された農林物資規格調査会部会の審議の概要は、次のとおりでしたのでお知らせします。

日本農林規格の廃止の是非

- 1 農産物漬物
改正又は確認する方向で検討するとされた。
- 2 煮干魚類及び煮干魚類粉末
改正又は確認する方向で検討するとされた。
- 3 特殊包装かまぼこ類
廃止するとされた。
- 4 風味かまぼこ
廃止するとされた。
- 5 鯨野煮かん詰
廃止するとされた。
- 6 まぐろ野菜煮かん詰及びかつお野菜煮かん詰
廃止するとされた。
- 7 水産物野菜煮缶詰及び水産物調理缶詰
廃止するとされた。
- 8 調理食品缶詰及び調理食品瓶詰
廃止するとされた。
- 9 特種かん詰
廃止するとされた。
- 10 素材

改正又は確認する方向で検討するとされた。

1 1 押角

押角の日本農林規格は廃止し、製材の日本農林規格の見直しの中で改めて検討するとされた。

1 2 耳付き材

耳付き材の日本農林規格は廃止し、製材の日本農林規格の見直しの中で改めて検討するとされた。

1 3 電柱用素材

電柱用素材の日本農林規格は廃止し、素材の日本農林規格の見直しの中で改めて検討するとされた。

1 4 まくら木

まくら木の日本農林規格は廃止し、製材の日本農林規格の見直しの中で改めて検討するとされた。

今後、改正又は確認の方向で検討するとされたものについては部会で、廃止するとされたものについては、パブリックコメントの手続きを経て、J A S 調査会総会で審議する予定である。

(問い合わせ先)

農林水産省消費・安全局表示・規格課

担当者：柳澤、渡邊、加藤

電 話：代表 03-3502-8111 (内線 3323 ~ 3325)

直通 03-3501-3727